全員協議会資料
令和３年(2021)６月２８日
総合政策部政策企画課

令和４年度

要　望　書

（案）

令和３年(2021)７月２８日

出　雲　市

政　策　第　　号
令和３年(2021)７月２８日

島根県知事
丸 山 達 也　様

出雲市長　飯　塚　俊　之

出雲市重点施策について（要望）

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申しあげます。

本市では、総合振興計画「出雲未来図」及び「第２期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市の将来像である「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち　出雲」の実現に向けて各種施策を実施しています。

こうした施策の成果もあり、本年４月に公表された令和２年国勢調査の県速報値において、本市は県内８市で唯一、人口が増加しています。これまでの本市の施策推進に対する県のご支援ご協力に改めて深く感謝申しあげる次第です。

さて、新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の見通しが立っておらず、市民生活や地域経済に与える影響は長期化しています。

本市では、市民の安全・安心な暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として取り組むとともに、将来にわたり人口規模を維持し、活力ある地方都市として発展していくため、脱炭素社会の実現、デジタル化の推進など新たな側面も加えながら、人口減少の抑制と持続可能なまちづくりに向けた施策を展開することとしています。

これらの施策を推進するためには、県のご支援とご協力が不可欠であり、令和４年度の県の予算編成にあたり、出雲市の重点施策の実現につきまして次のとおり要望いたします。

県におかれましては、このうえないご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

目　　次

【最重点要望項目】

⑴	新型コロナウイルス感染症対策について	1
⑵	島根原子力発電所に関する防災対策について	2
⑶	河川の改修推進と適切な維持管理について	4
⑷	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について	5
⑸	高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について	6
⑹	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について	7

【新型コロナウイルス感染症関連】

⑴	新型コロナウイルス感染症対策について　＜再掲を含む＞	8

１．安全･安心都市の創造

⑴	島根原子力発電所に関する防災対策について　＜再掲を含む＞	11
⑵	河川の改修推進と適切な維持管理について　＜再掲を含む＞	13
⑶	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について　＜再掲を含む＞	14
⑷	斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について	15
⑸	神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について	16
⑹	治山事業の推進について	17
⑺	砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	18
⑻	海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	19
⑼	グリーンステップＣ谷の利活用について	20
⑽	陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について	21
⑾	信号機の新規設置数の確保について	22
⑿	路線バス、タクシー事業者に対する支援について	23

２. 産業･観光都市の創造

⑴	島根観光の魅力強化について	24
⑵	出雲大社門前町の整備について	25
⑶	企業誘致と地元就職への支援について	26
⑷	農業農村整備事業の推進について	27
⑸	国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について	29
⑹	シカの被害対策の拡充について	30
⑺	高速通信網の整備促進について	31
⑻	鳥インフルエンザ発生に備える研修の実施について　**≪新規≫**	32

３．環境・文化都市の創造

⑴	脱炭素社会の実現に向けた取組推進について　**≪新規≫**	33
⑵	トキ分散飼育事業及びトキの野生復帰に対する支援について	34
⑶	海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について	36
⑷	浜山公園施設の整備・拡充について	37
⑸	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について＜再掲＞	38
⑹	２０２９年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について	39

４．交流拠点都市の創造

⑴	山陰道の整備促進について	40
⑵	高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について　＜再掲を含む＞	41
⑶	国道９号出雲バイパスの全線４車線整備について	42
⑷	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について　＜再掲を含む＞	43
⑸	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	44
⑹	山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について	45
⑺	国道９号の交通安全施設の整備について	46
⑻	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について	47

５．健康・福祉都市の創造

⑴	「しまね子育てトータル支援プラン」の推進について	51
⑵	福祉・介護職場の人材確保について	52
⑶	地域包括ケアシステムの構築の推進について	53
⑷	在宅における医療的ケア児の支援について	54
⑸	放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について	55
⑹	幼児教育の無償化等に伴う財政措置について	56
⑺	ひきこもりの支援について　**≪新規≫**	57
⑻	地域生活支援事業補助金について　**≪新規≫**	58

６．人材育成都市の創造

⑴	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	59
⑵	特別支援教育の施策の充実について	60
⑶	出雲科学館への理科教員の配置について	61
⑷	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	62
⑸	ＩＣＴ機器を活用した教育推進に対する支援について　**≪新規≫**	63
⑹	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について	64
⑺	子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について	65

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】　66

最重点要望項目

【最重点要望項目】

⑴ 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、国内各地で従来株より感染力が高いとされる変異株が拡大するなど、先行きが不透明な状況が続いており、市民生活や社会経済活動への影響は長期化しています。

全国でワクチン接種が進んでいるものの、当面は新型コロナウイルスとの共存を前提として感染拡大防止と地域経済の両立を図り、市民の健康や暮らしを守っていくほかありません。

今後、更なる感染防止対策を講じていくうえでは、感染症の動向を踏まえ機動的かつ効果的な施策展開が必要です。

また、地域経済の回復に向けては、その状況を注視しながら、感染症収束後も見据えて、臨機応変な施策を実施していくことが重要です。

つきましては、県と市の施策が相乗的に効果を発揮し、それぞれの役割分担を踏まえた迅速・効果的な対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

※ ８ページ「新型コロナウイルス感染症対策について」の８項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

１．地域経済対策について

⑴ 中小・小規模事業者の事業の継続・雇用の維持に向けた支援をさらに重点的に行うとともに、特に大きな打撃を受けている宿泊・飲食・交通など観光関連やイベント・レジャー等の事業者等に対し、引き続き県が主体となって、重点的な支援を実施すること。

⑵ 地域公共交通を含めた交通関連業界に対しては、事業存続に必要な財政支援を積極的に行うこと。

⑶ 第一次産業従事者の収入確保や雇用、事業継続や販売に関する支援を引き続き実施すること。

⑷ 収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを市と連携を図りながら間断なく実施すること。

⑸ 上記⑴から⑷に関する本市独自の取組に対して財政的な支援を行うこと。

【最重点要望項目】

⑵ 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。また、次期エネルギー基本計画においても、原子力発電の電源構成比率が維持される見込みです。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、関係自治体の原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きが見えません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べることができるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。

このような状況の中、全国の原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確実な確保および避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安全・安心を確保する観点から、下記のとおり要望いたします。

※　１１ページの標記要望項目を最重点要望項目として掲載

記

１．原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、ＵＰＺを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

２．広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保、避難ルートの整備等、実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。避難ルートについては、特に主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

【最重点要望項目】

⑶ 河川の改修推進と適切な維持管理について

平田船川については再事業化、湯谷川においては重点的な予算投資により改修されることに感謝申しあげます。

引き続き平田船川、湯谷川、十間川（じっけんがわ）、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

また、雲洲平田船川につきましては、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど地域住民の水辺環境に対する意識が高まっております。

本市としましても、県や地元と連携、協力し対策を進めたいと考えておりますので、一層の河川浄化と環境整備の対策の推進をお願いいたします。

さらに、堀川水系の河川護岸については、災害復旧事業により早期に大部分の復旧が行われたことに感謝しております。しかし、修繕の必要な箇所も残っておりますので、引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

一方、県管理河川の維持管理につきましては、現在、その経費の１/２を市が負担し、かつ、業務の一部も県からの委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

河川の環境保全や維持管理については、県が主体的に実施していただきますよう要望いたします。

※　１３ページ「河川の改修推進と適切な維持管理について」の４項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

１．平田船川、湯谷川、十間川（じっけんがわ）、高瀬川の改修事業を推進すること。

⑷ 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川（しんないとうがわ）、赤川（あかがわ）、午頭川（ごずがわ）、塩冶赤川（えんやあかがわ）の４河川の具体的な改修計画を策定のうえ、重点的な予算投資により積極的に事業の進捗を図っていただき、暫定改修が、事業完了したことに感謝申しあげます。

引き続き国の国土強靭化対策を活用され、本改修に取り組んでいただきますことに、重ねて感謝申しあげます。

近年、全国各地で甚大な災害が発生していることから、沿川住民の安心・安全のため、平成２０年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、全川の本改修が早期に完成するよう要望いたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても、引き続き特段のご配慮をお願いします。

※　１４ページ標記要望項目を最重点要望項目として掲載

記

１．新内藤川（しんないとうがわ）、赤川（あかがわ）、午頭川（ごずがわ）、塩冶赤川（えんやあかがわ）の本改修事業を推進すること。

２．斐伊川・神戸川治水計画３点セットの早期完成に向け、国に要望すること。

【最重点要望項目】

⑸ 高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。

しかしながら、あらゆる産業を支えるために必要な高規格な道路ネットワークについては、未だにミッシングリンクが解消されておらず道路交通に課題をかかえている状況にあります。

このような中、令和２年度、県におかれては国とともに「中海・宍道湖圏域道路整備勉強会」を立ち上げられ、圏域における道路交通の課題を整理するとともに８の字道路ネットワーク整備の今後の方向性を示されました。具体には、この圏域の発展を支えるため県内においては、機能軸となる山陰道及び境港出雲道路の強化に向け、今後、整備方針の検討を進めると示していただいたことは、新たな展望が開けるものと厚く感謝申しあげます。

つきましては、「境港出雲道路」の未整備区間について、国とともにこの圏域における８の字状の高規格道路ネットワークを完成すべく、整備計画を早期に明確にしていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう強く要望いたします。

※　４１ページの標記要望項目を最重点要望項目として掲載

記

１．高規格道路「境港出雲道路」の早期整備を推進すること。

⑹ 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、１００万人の利用実績を誇る日本海側屈指の拠点空港として発展を遂げてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的な航空路線の一時的運休や減便の措置が講じられたほか、出雲縁結び空港においても、令和元年１０月に就航した神戸線が無期限で運休となる事態に追い込まれました。

こうした背景により、出雲縁結び空港の利用者は、ピーク時の３割程度（約３０万７千人）に止まったこともあり、出雲圏域の産業・観光振興、文化交流などは停滞した状況が続いております。

今後については、航空需要の回復に向けて、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じ路線の維持・発展に向けて取り組むとともに、アフターコロナを見据えた対策を推進していく必要があります。

つきましては、出雲縁結び空港の利用者１００万人の早期復活に向け、下記の事項について積極的な取り組みを要望いたします。

※　４３ページ「出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について」の７項目の要望のうち下記要望事項を最重点要望項目として抜粋

記

１．運休便の早期運航再開及び就航路線の維持について、航空会社に積極的に働きかけること。

２．静岡、仙台路線について、利用率の底上げに繋がる需要喚起や乗継利用の機会を増やす取り組みを行うこと。

３．出雲空港の運用時間・運航計画の変更については、今後も周辺住民に丁寧な対応と責任を持って取り組むこと。

新型コロナウイルス感染症関連

⑴ 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、国内各地で従来株より感染力が高いとされる変異株が拡大するなど、先行きが不透明な状況が続いており、市民生活や社会経済活動への影響は長期化しています。

全国でワクチン接種が進んでいるものの、当面は新型コロナウイルスとの共存を前提として感染拡大防止と地域経済の両立を図り、市民の健康や暮らしを守っていくほかありません。

今後、更なる感染防止対策を講じていくうえでは、感染症の動向を踏まえ機動的かつ効果的な施策展開が必要です。

また、地域経済の回復に向けては、その状況を注視しながら、感染症収束後も見据えて、臨機応変な施策を実施していくことが重要です。

つきましては、県と市の施策が相乗的に効果を発揮し、それぞれの役割分担を踏まえた迅速・効果的な対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

１．ワクチン接種推進への支援について【新規】

⑴　ワクチン接種に対する住民の理解促進及び不安解消のため、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスク並びに副反応に関する相談・受診体制等について積極的な広報活動を行うこと。

⑵　早期の接種完了のために県が行うことができる具体的な支援策について積極的に提示すること。

２．本市との情報共有・連携体制の構築について

⑴　感染拡大防止対策に繋がる詳細な情報、特に本市に関係する感染症患者、濃厚接触者に関する情報等については速やかに提供し、本市と緊密な情報共有を図ること。また、感染症患者が本市所管施設を利用するなど、本市に影響がある場合は、事前に連絡調整を行うこと。

⑵　本市において感染症患者が確認された場合の公表内容について、本市へ事前に相談及び通知するルールを確実に実施すること。

⑶　感染症に関する県の窓口は、保健所や感染症対策室など複数あることから、関係部署間での情報共有及び連携体制の強化を図ること。

⑷　出雲保健所が、本市との連携も含め、より機動的かつ迅速に対応できるよう体制を強化すること。

３．医療提供体制の確保について

⑴　安定した医療提供体制を維持するため、医療機関について、感染症患者の受け入れの有無に関わらず、患者数の減等による減収補填を国へ要望すること。

⑵　医師、看護師等の人材確保に対する支援として、感染への不安を抱えながら日々業務を行う医療従事者に対して、再度の慰労金支給を国へ要望すること。

⑶　医療従事者及びその家族への偏見や差別が生じないよう、積極的に啓発活動を展開すること。

４．地域経済対策について

⑴　中小・小規模事業者の事業の継続・雇用の維持に向けた支援をさらに重点的に行うとともに、特に大きな打撃を受けている宿泊・飲食・交通など観光関連やイベント・レジャー等の事業者等に対し、引き続き県が主体となって、重点的な支援を実施すること。

⑵　地域公共交通を含めた交通関連業界に対しては、事業存続に必要な財政支援を積極的に行うこと。

⑶　第一次産業従事者の収入確保や雇用、事業継続や販売に関する支援を引き続き実施すること。

⑷　収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを市と連携を図りながら間断なく実施すること。

⑸　上記⑴から⑷に関する本市独自の取組に対して財政的な支援を行うこと。

５．高速通信網の整備促進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、時間や場所を問わない新たなビジネススタイルとして、オンライン会議やテレワークが浸透している。今後も、ウィズコロナの時代に対応していくため、市民生活や教育現場など、あらゆる分野において情報通信技術の活用が進むと考えられる。

このような動きは、地方と都市部との社会的・文化的格差を縮小し、地方創生に大きく寄与することから、５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。

６．生活支援策の継続実施について

コロナ禍において現在取り組まれている緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付等の支援策により、新型コロナウイルス感染症にかかる休業や失業等による生活保護への影響は少ない状況にあることから、引き続きコロナ関連対策の生活支援策について、継続実施を国に行うよう要望すること。

７．保護者が新型コロナウイルス感染症患者等となった場合の児童の養育体制の整備について

核家族化の進行により、身近に支援者がいない子育て世代の家庭が増加している中、保護者が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者となった場合の児童の養育を支援する体制を構築するとともに一時保護所におけるスタッフの充実を図ること。

８．災害避難における新型コロナウイルス感染症への対応について

⑴　災害避難時における新型コロナウイルス感染症への感染予防対策として、可能な限り多くの避難所を確保するため、自治体間の広域調整、ホテル・宿泊業界等への協力依頼・確認を行うこと。

⑵　避難所における感染予防対策として、引き続き、間仕切り、段ボールベッド、アルコール消毒液、マスク等を備蓄し、市町村への拠出・供給方法を示すこと。

１．安全・安心都市の創造

⑴ 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、再稼働を進める旨を明記しています。また、次期エネルギー基本計画においても、原子力発電の電源構成比率が維持される見込みです。

一方、原発の再稼働などに関する周辺自治体の関与については、立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限は、依然として認められていない状況にあります。

国におかれては、関係自治体の原子力災害のリスクに応じた発言権の付与等を含む法整備の動きが見えません。

本市においては、中国電力株式会社へ直接、意見を述べることができるようになりましたが、立地自治体並みの安全協定は締結できていません。このような状況の中、全国の原発立地地域において、立地自治体だけでなく、周辺自治体にも求める住民の声は、大きくなってきています。

また、原子力災害時に備えた広域避難計画における避難手段の確実な確保および避難道路の整備等、原子力防災に関しては、まだ多くの課題が残されている現状です。

つきましては、島根原子力発電所に対する出雲市民の安全・安心を確保する観点から、下記のとおり要望いたします。

記

１．原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、ＵＰＺを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう早急に仲介すること。

２．広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保、避難ルートの整備等、実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。避難ルートについては、特に主要な接続道路となる、主要地方道斐川一畑大社線の整備を促進すること。

⑵ 河川の改修推進と適切な維持管理について

平田船川については再事業化、湯谷川においては重点的な予算投資により改修されることに感謝申しあげます。

引き続き平田船川、湯谷川、十間川（じっけんがわ）、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

また、雲洲平田船川につきましては、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど地域住民の水辺環境に対する意識が高まっております。

本市としましても、県や地元と連携、協力し対策を進めたいと考えておりますので、一層の河川浄化と環境整備の対策の推進をお願いいたします。

さらに、堀川水系の河川護岸については、災害復旧事業により早期に大部分の復旧が行われたことに感謝しております。しかし、修繕の必要な箇所も残っておりますので、引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

一方、県管理河川の維持管理につきましては、現在、その経費の１/２を市が負担し、かつ、業務の一部も県からの委託を受け市が行っており、大きな負担になっています。

河川の環境保全や維持管理については、県が主体的に実施していただきますよう要望いたします。

記

１．平田船川、湯谷川、十間川（じっけんがわ）、高瀬川の改修事業を推進すること。

２．雲洲平田船川の河川浄化と環境整備を推進すること。

３．堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事を推進すること。

４．県管理河川について、県により主体的に維持管理を実施すること。

⑶ 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川（しんないとうがわ）、赤川（あかがわ）、午頭川（ごずがわ）、塩冶赤川（えんやあかがわ）の４河川の具体的な改修計画を策定のうえ、重点的な予算投資により積極的に事業の進捗を図っていただき、暫定改修が、事業完了したことに感謝申しあげます。

引き続き国の国土強靱化対策を活用され、本改修に取り組んでいただきますことに、重ねて感謝申しあげます。

近年、全国各地で甚大な災害が発生していることから、沿川住民の安心・安全のため、平成２０年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、全川の本改修が早期に完成するよう要望いたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答しましたとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても、引き続き特段のご配慮をお願いします。

記

１．新内藤川（しんないとうがわ）、赤川（あかがわ）、午頭川（ごずがわ）、塩冶赤川（えんやあかがわ）の本改修事業を推進すること。

２．斐伊川・神戸川治水計画３点セットの早期完成に向け、国に要望すること。

⑷ 斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修につきましては、国において、上出西（かみしゅっさい）地区の堤防整備を実施していただいております。引き続き、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、斐伊川右岸堤防と兼用する一般県道木次直江停車場線（きすきなおえていしゃじょうせん）について、国の堤防改修にあわせ、拡幅改良が行われており、今後とも着実に事業を進めていただきますようお願いいたします。

そして、宍道湖西岸堤防の地盤沈下対策につきましては、堤防嵩上げ工事が昨年度完了したことに感謝申しあげます。しかしながら、引き続き動態観測を行っていただき、必要な対策が講じられるよう国に働きかけていただきますよう要望いたします。

また、平成２６年度から着手された五右衛門川河口部の「通称十四間川（じゅうしけんがわ）左岸堤防」の漏水に対する堤防補強工事についても、引き続き推進していただきますようお願いいたします。

記

１．斐伊川本川堤防と一般県道木次直江停車場線（きすきなおえていしゃじょうせん）の整備を促進すること。

２．宍道湖西岸堤防の沈下対策について、国に要望すること。

３．五右衛門川河口部の「通称十四間川（じゅうしけんがわ）左岸堤防」の堤防補強工事を推進すること。

⑸ 神戸川中流部の県管理区間の国直轄管理への変更について

神戸川につきましては、斐伊川・神戸川治水事業により、下流部の放水路区間及び上流部の志津見ダムでは、１５０年確率降雨に対応する整備が完了いたしました。

一方、志津見ダムから馬木大井堰までの約３５ｋｍ区間については、県において管理され、うち馬木大井堰から５．５ｋｍの区間のみが、５０年確率降雨に対応する河川整備計画が策定されておりますが、その他の区間については、整備計画がありません。

また、神戸川は、平成１８年８月に斐伊川水系に統合され、一級河川に指定されました。本来であれば、全川を国が直轄管理されるべきと考えますが、中流部の区間については、国から県知事に管理が委任され、管理者が混在している状況になっています。

このように、治水対策の進捗に差があることや、管理者が混在していることが、「安心で安全な暮らし」を望む流域住民に大きな不安を抱かせる要因となっています。

本市としましては、中流部の早期河川改修により洪水の安全な流下と河川の維持、保全が図られるためには、ダムから河口までが一元的に管理されるべきものであると考えています。

つきましては、流域住民の不安を解消するためにも、県管理である志津見ダムから放水路区間を、国直轄管理に変更していただきますよう、要望いたします。

記

１．神戸川中流部の県管理区間（志津見ダムから放水路まで）を国直轄管理に変更するよう要望すること。

⑹ 治山事業の推進について

山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業の積極的な推進にご尽力いただき感謝申しあげます。

近年は地球温暖化に伴う異常気象による局地的な豪雨などにより、想定を超える災害が各地で頻発しており、犠牲者が出る大規模な災害も発生しています。

本市の森林地域においても、森林所有者の高齢化や松くい虫被害等により森林の荒廃が進み、山地災害の発生が危惧されています。

つきましては、市民生活の安全確保のため、治山事業継続箇所の着実な実施はもとより、新規箇所の事業採択について、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

１．継続箇所

北浜東地区（十六島町）、稲佐地区（大社町杵築北）
北山地区（東林木町、美談町）、宮の部地区（佐田町下橋波）
上阿宮地区（斐川町阿宮）、報徳地区（河下町）、多久地区（多久町）

２．新規採択要望箇所

大呂神社地区（佐田町大呂）外

⑺ 砂防、地すべり、農地地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき、とりわけ、砂防事業として菅田川４、素鵞川の事業完了にご尽力いただき、感謝申しあげます。

今後とも、下記の砂防事業等の取組につきまして、特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

１．砂防事業

【継続箇所】

湯屋谷川（東林木町）、寄居谷川（十六島町）、山崎川（河下町）、清水谷川（佐田町一窪田）、御田・二（佐田町須佐）、以下谷川（大社町鷺浦）

≪休止中≫

佐貫利谷川（乙立町）、芦谷川（乙立町）、丹堀川（国富町）

【新規採択要望箇所】

門前谷川（東林木町）

２．地すべり対策事業

【継続箇所】

深山地区（万田町）、旭が丘地区（多久町）、北垣地区（小境町）、大谷地区（美野町）

３．農地地すべり対策事業

【継続箇所】

出雲地区（旧出雲市・旧佐田町）

平田地区（旧平田市）

八幡地区（佐田町大呂）

松原地区（万田町）

４．急傾斜地崩壊対策事業

【継続箇所】

森原地区（乙立町）

⑻ 海岸線(海浜)の保全･復元及び海岸の適切な維持管理について

島根県の海岸のほとんどは岩礁地帯ですが、本市の大社町から多伎町にかけては、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜海岸が形成され、美しい景観を創出しています。

しかし、湊原(みなとばら)海岸、外園(そとぞの)海岸、西浜(にしはま)海岸については、汀線(ていせん)の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成２７年度に策定された「薗(その)の長浜(ながはま)」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を引き続き推進していただきますよう要望いたします。

また、岐久(きく)海岸、大社漁港海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生していますので、飛砂防止施設の維持管理はもとより抜本的な改良を要望いたします。

記

１．薗の長浜土砂管理対策を計画的に推進すること。

２．岐久(きく)海岸、大社漁港海岸の飛砂対策を推進すること。

⑼ グリーンステップC谷の利活用について

グリーンステップのＣ谷につきましては、引き続き、県事業での残土処分用地として利用されているところです。

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺の住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

つきましては、今後の利活用の整備方針等を示していただくとともに、地域の発展や定住促進につながるよう、周辺整備についても検討いただきますよう要望いたします。

記

１．グリーンステップＣ谷の利活用について、地域の発展や定住につながる利活用の整備方針を示すとともに、周辺の整備も含めて検討をすること。

⑽ 陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による度重なるミサイルの発射、諸外国との尖閣諸島・南シナ海を巡る諸問題等により、極めて不透明・不確実な状況です。

国においては、平成３０年１２月１８日、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定され、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について指針が示されました。

このような状況の中、陸上自衛隊出雲駐屯地については、西部日本海域・山陰沿岸の国土防衛の拠点として、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たされていると考えております。

一方、令和元年１０月東日本台風での道路啓開活動や、令和２年５月の新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設での感染拡大防止研修など幅広く活動され、当駐屯地への信頼と期待は大きく高まっています。

自然災害等の頻発に伴い、東西に広がる県土・国土の防衛・防災の要として、また、島根原子力発電所が立地する島根県においては、特殊災害が発生した際の対応も含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の果たす役割は、ますます重要となってきており、その増強は、住民にとって悲願となっています。

島根県におかれましては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動等の取組を強化していただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

１．陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備拡充は、災害対応を含めて県民の安心・安全に寄与するため、全県的な連合組織を創設し、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。

⑾ 信号機の新規設置数の確保について

県内の交通事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においても、約４１％（令和元年）と高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に信号機の設置要望が寄せられていますが、近年の信号機の設置は新設道路や道路改良に伴う場合に限られ、要望箇所への信号機の設置は実現されていません。令和２年度は、１９件の信号機設置の要望があり、県に対し設置要望をしましたが、採択は０件でした。

本市での信号機設置状況は、近年では平成２２年度の９基をピークに、直近５年間の平均は、約０．４基と減少しています。

一方、設置基準を満たしていない既設信号機については、全国的に撤去を含めた見直しを検討されているところです。

既設信号機の見直しにあたっては、撤去ありきではなく、必要箇所への新設や時差式、感応式信号機に変更するなど、市民への丁寧な説明と意見聴取が必要です。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

１．通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて、整備事業予算を十分に確保すること。

⑿ 路線バス、タクシー事業者に対する支援について

これまで、地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くが慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通事業者の経営状況は急激に悪化しました。

昨年度、緊急対策として路線バス事業者へ運行経費に対する支援がありましたが、従来からの厳しい経営状況は続いており、タクシー事業者を含めこの状況が継続・悪化すれば事業停滞を通じた住民生活・地域活動に支障を及ぼす可能性があり、これを未然に防ぐことが急務となっています。

また、恒常的な運転手不足については、引き続き深刻な状況であり、市内の事業者においても、運転手の高齢化や採用希望者の減少などにより、依然として改善の兆しが見られません。

交通事業者は、通学・通勤や通院、買い物など生活に密着した住民の交通手段としての役割を担っていることはもちろん、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者に対し、下記のとおり支援策を講じていただきますよう要望いたします。

記

１．生活交通を確保するために、事業者を支援する新たな仕組みづくりを構築すること。

２．若年層、女性を含めた運転手の確保対策として、事業者が実施するイベント等のPR事業への支援を行うこと。

３．運転手確保のために、事業者が行う二種免許取得費用の助成について支援を行うこと。

２．産業・観光都市の創造

⑴ 島根観光の魅力強化について

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、日本全体の旅行需要の回復が遅れており、観光産業も依然厳しい状況が続いています。

その中で県独自の支援策として、しまねプレミアム宿泊券や観光券をはじめ＃ＷｅＬｏｖｅ山陰キャンペーンなど実施され、本市の支援策と合わせ、地元の魅力再発見となる近距離旅行の需要喚起に繋がっています。

今後、全国に向けた需要喚起策についても、引き続き、県と市で連携した相乗効果を生む支援策が必要となります。

アフターコロナにおいて島根県へ再び観光客を取り戻し、観光業をはじめとする地域経済のＶ字回復を成し遂げるためには、県の観光誘客の重要な役割を担う本市を拠点に重点強化することが、島根県全体の観光振興に大いに寄与するものと考えます。

つきましては、本県への更なる誘客促進を図り、地域経済を活性化させるため、下記のとおり要望いたします。

記

１．収束後、速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進につながる観光需要喚起策として、県が主体となった国内外に向けた大型観光キャンペーンを市と連携を図りながら間断なく実施すること。

２．世界的観光地となるよう受け入れ環境整備

⑴ 出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組の推進

⑵ 大山隠岐国立公園（島根半島西部地域）の整備

① 満喫プロジェクト島根半島西部協議会への継続的な財政支援と弾力的運用

② 国立公園の自然を生かした広域周遊ルート開発や、当エリアの魅力を国内外へ発信するプロモーションの展開

⑶ 立久恵峡県立自然公園の整備

① 奇岩に繁茂する立木の伐採

② 老朽化する遊歩道の年次的整備

３．島根県の観光の中枢を担う観光誘客拠点である出雲大社周辺における交通渋滞対策の継続支援

⑵ 出雲大社門前町の整備について

本市では、出雲大社周辺を歴史文化のシンボル空間と位置づけ、出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、賑わいの創出に取り組んできております。

その中心である一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路　神門通り線）については、現在、大鳥居付近から吉兆館前交差点区間の整備事業を着実に推進していただいておりますことに感謝申しあげます。引き続き一層の事業の推進をお願いいたします。

また、堀川におけるレジャー船の不法係留対策については、平成２４年度から対策が開始されたことにより、２２９隻あった不法係留船の数が１６７隻程度まで減少したものの、近年は横ばいの状況です。

堀川におけるレジャー船の不法係留対策は、大社門前町の景観、治水対策及び津波被害等の防災上の観点からも不可欠であり、民間船舶保管施設の活用を含めて一層の対策強化をお願いするとともに、他地域の不法係留船対策の推進についても引き続き要望いたします。

また、交通量が多い国道４３１号の勢溜西から宮内交差点の区間には、片側歩道の部分が２１０ｍあります。当該区間において歩道のない南側の車道を通行する歩行者が多く危険であることから、安全な動線を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備と形状の悪い宮内交差点の改良を要望いたします。

記

１．一般県道斐川出雲大社線（都市計画道路　神門通り線）の事業を推進すること。

２．堀川等におけるレジャー船不法係留対策を強化すること。

３．安全な歩行空間の確保のため国道４３１号（勢溜西～宮内交差点）の歩道等安全施設の整備と宮内交差点の改良を推進すること。

⑶ 企業誘致と地元就職への支援について

コロナ禍において、ＢＣＰ（業務継続計画）の観点やリモートワークの進展などから、地方へ拠点を移転する企業の動きや都市部人材の地方回帰の流れが広がりつつあります。この機会を捉えて、企業誘致活動の更なる強化と、企業立地促進のための通信インフラ整備が必要であると考えています。

また、脱炭素社会実現に向けて国をあげて取組が加速する中、企業においても、再生可能エネルギーの利用促進などのカーボンニュートラルの動きが今後ますます活発化することが予測されます。企業立地において、脱炭素社会実現に貢献する事業計画を支援する優遇制度があれば、一層効果的な企業誘致を展開できると考えています。

一方、本市では、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しているところでありますが、学生の就職活動が困難になってきており、地元就職に関する情報をよりきめ細やかに発信していく必要が生じています。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

記

１．企業の地方への拠点開設の動きが今後加速すると見込まれるため、この機会を捉えて、多種多様な業種の立地促進に向け、県・市の企業誘致活動における連携を更に強化すること。

２．企業立地促進の観点からも、必要なインフラ整備として、５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの高速通信網の整備・充実を図ること。

３．脱炭素社会実現に向けた動きが進展する中、一層効果的な企業誘致の展開をめざして、企業立地優遇制度において、再生可能エネルギー利用促進等の取組を支援するメニューの追加など制度を拡充すること。

４．本市が実施する県外学生に対する県内就職促進事業等について、地元企業の魅力や市内定住など地元就職に関する情報を県外学生に効果的に発信するため、ふるさと島根定住財団の登録学生情報の共有化を図るなど、本市との連携を強化すること。

⑷ 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、事業推進にご尽力いただいており、令和３年度には長浜園地区における農地中間管理機構関連農地整備事業をはじめ６か所の事業を採択いただき、感謝申しあげます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が急務であり、効率的な農業経営のために、農地の集積および集約を着実に進める必要があります。このため、生産基盤の整備が必要であり、引き続き事業の着実な推進を要望いたします。

一方、老朽化した農業用施設の更新は、防災減災の観点からもますます重要な課題となっています。特にため池について本市では、令和元年に示された防災重点ため池の新たな基準に基づき２０６か所を再選定し、順次対策を行っています。住民からの安全確保の要望がますます高まるなか、令和２年１０月にはため池工事特措法が施行され、ため池防災対策の重要性が増しています。

ため池や揚排水機場などの老朽化した農業用施設の改修は、年次的な計画をたて、順次取り組む必要がありますが、本市は多くの施設を抱えている中で、地元から改修を要望される施設は年々増加しており、防災上の観点からも事業の進捗を早める必要があります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

１．継続事業の推進

〇県営事業

・農地中間管理機構関連農地整備事業
【長浜園（ながはまその）地区（出雲）】

・農地耕作条件改善事業
【山王（さんのう）地区（平田）】

・農地整備事業（通作条件整備）
【簸川西（ひかわにし）地区（出雲・湖陵）】

・水利施設等保全高度化事業
【中の島新田地区（平田）】
【島村地区（斐川）】
【湖岸北地区（斐川）】
【新中央地区（斐川）】
【土手町地区（斐川）】
・農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
【新池地区（湖陵）】
・農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業）
【所原地区（出雲）】
【高津屋地区（佐田）】

〇団体営事業
・農業水路等長寿命化・防災減災事業
【市内農業用ため池、用排水施設】

２．新規要望地区

〇県営事業
・農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
【鳴滝地区（斐川）】

⑸ 国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区の推進について

宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業については、事業予算が拡充され、工事や設計が順調にすすめられております。

このような状況のなか、県は、換地業務を鋭意進めていただいていることに加え、国の工事、設計や調査への支援にご尽力をいただいております。

また、営農組合などの担い手が、営農計画を確実に実践するために、小豆をはじめとする高収益作物の品種選定、栽培技術等の指導及び助言をいただいております。

さらに、担い手が、今後も営農の主体となるように、経営体制の強化、後継者の育成、GAP取得などの生産工程管理の向上へ向けた指導及び助言をいただくなど、格別のご尽力に感謝申し上げます。

本市では、この地域が、生産性の高い農業基盤のもとで新たな営農形態へと飛躍し、将来にわたって元気に住み続けることができる農村社会が実現するよう、国営事業の推進に向けて一層の対策と支援に力を尽くしてまいります。

つきましては、本事業の着実な実施にむけて、更なるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

１．営農組合、農業法人などの担い手への指導及び助言

①宍道湖西岸地区営農計画を確実に実践するために、小豆をはじめとする高収益作物の品種選定、栽培技術等

②今後も営農の主体となるように、経営体制の強化、後継者の育成、GAP 取得をはじめとする生産工程管理の向上等

２．国営緊急農地再編整備事業の令和４年度の予算確保及び早期整備に向けた国への働きかけ

⑹ シカの被害対策の拡充について

県のシカ対策事業については、出雲北山山地はもとより、本市が実施している湖北山地の被害対策にも財政的な支援をいただき、感謝申しあげます。

しかしながら、令和２年末の生息頭数の推定値は、出雲北山山地で３５９～１，３３９頭、湖北山地で４２１～１，２９６頭と推定され、減少傾向にありますが、出雲北山山地の生息頭数を１８０頭とすることや、湖北山地は非生息とする目標の達成には、依然として厳しい状況となっており、さらに継続した取組が必要であります。

こうした中、県から受託しているシカ適正管理対策事業においては、シカによる被害者自らが参加する自衛班による捕獲が出雲北山山地における捕獲実績の約半分を占めています。

しかし、自衛班の捕獲経費の一部は市負担とされていることから、本市の財政等に大きな負担となっています。

一方、捕獲したシカをジビエに有効活用するためには、安定的な個体確保を図ることが必要であり、有効活用に向けた体制づくりや、個体の搬出、運搬経費について、県主導での取組と財政支援が不可欠と考えています。

つきましては、引き続きシカ対策事業を進めるために、さらなるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

１．出雲北山山地のシカ対策事業の予算確保

２．出雲北山山地の自衛班にかかる経費負担

３．ジビエの有効活用に向けて、県主導での取組と財政支援

⑺ 高速通信網の整備促進について

人口減少、少子・高齢化の進行などの社会課題への対応、安全・安心な生活を守るための環境整備、Society5.0 時代にふさわしいスマートシティ実現のため、「出雲市デジタルファースト推進計画」を策定しました。今後、ＡＩ・ＩＣＴ等の先端技術などデジタルの力を最大限に活用し、持続可能な都市づくりを推進します。

こうした取組を進めるためには、デジタル活用の基盤となる５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの高速通信網が不可欠であるため、下記について要望いたします。

記

１．５Ｇなどの高速通信網の整備・充実を図ること。

⑻ 鳥インフルエンザ発生に備える研修の実施について

令和２年１１月から令和３年３月にかけ、国内で１８県５２事例の高病原性鳥インフルエンザが発生し多くの養鶏農家が打撃を受けました。本県において患畜は確認されなかったものの、過去に例のないほど猛威を振るう伝染病の脅威に、養鶏農家をはじめ行政各機関や関係事業者等は警戒感を強めました。本市においては、令和２年度に防疫体制及び職員の行動計画をあらためて構築し、市内発生時への対応に備えたところです。

高病原性鳥インフルエンザが発生すれば、飼養施設のすべての家きん及び汚染物品等を迅速に処分すること並びに確実な拡散防止の実施が求められます。そのためには、本市が構築した体制が県の体制と連携して円滑に機能することが重要です。

特に、防疫対応に係る初動は、異常確認の時間帯、発生規模及び併発箇所の有無によって様々なことが想定されます。これまで、市内発生の事例はなく、市は防疫対応を経験していないことから、万一市内農場で発生した場合に、情報伝達、人員体制及び実作業に混乱が生じることのないよう、事業所を想定した具体的な備えをしておくことが大切だと考えております。

ついては、鳥インフルエンザに対する危機管理強化のため、下記のとおり要望いたします。

記

１．鳥インフルエンザ発生時に、市が県に協力して迅速な対応ができるよう、市内の事業所を想定した実地研修等の機会を設けること。

２．市が構築する実働体制を機能的なものとするために、市内部での伝達研修に資する媒体（例えば、消毒、殺処分の作業DVD）を作成・配付すること。

３．環境・文化都市の創造

⑴ 脱炭素社会の実現に向けた取組推進について

国は 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロにすると宣言し、それに向けた温室効果ガス排出削減目標についても、これまでの目標を大幅に引き上げ、2030 年度において 2013 年度比 46％減を表明しました。

県も環境総合計画において「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げられており、本市においても、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言したところです。

本市おいては、地域新電力事業や国のＪ－クレジット制度を活用した二酸化炭素排出削減の取組を進めていますが、削減目標の達成のためには今後更に具体的な取組を加速させていく必要があると考えています。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、県における産業部門、農業部門などを包括した実効的な推進体制の構築を図っていただくとともに、再生可能エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策の推進に資する市町村の取組支援について、下記のとおり要望いたします。

記

１．地球温暖化対策実行計画等、市の脱炭素実現に向けての各種計画策定に向けた技術的な指導・助言を行うこと。

２．脱炭素社会の実現に向けた、「地域連携による省エネ・３R 活動支援事業補助金」及び「しまねグリーン製品利活用促進事業費補助金」並びに「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」などについて、補助率や補助予算枠の拡大など各種補助制度の拡充を図ること。

⑵ トキ分散飼育事業及びトキの野生復帰に対する支援について

本市のトキ分散飼育事業は平成２３年からスタートし、これまでに繁殖した４５羽を佐渡島に移送、うち３９羽が放鳥されるなど、国のトキ保護増殖事業に貢献しています。令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、２年間で３万人を超える方に来場していただき、隣接する島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携で観光面でも効果を上げていると考えています。

さて、トキの保護増殖事業は、佐渡での野生復帰が進み、今年度から始まる「トキ野生復帰ロードマップ２０２５」では、本州でのトキの野生定着・繁殖を中長期的な目標とし、本州での放鳥の実施可能性の検討、トキの受け入れに意欲的な地域を中心に、トキが生育していける環境整備について調査・検討することとなっています。

分散飼育事業を始めて以降、県には多大なご支援を頂いてまいりましたが、本市のトキに関する事業は「野生復帰の実現」という新たな局面へ入ります。

トキの野生復帰のための生息環境の保全・再生や社会環境整備の取組には、全県的な協働が必要であり、その実現にあたっては、県や近隣自治体との連携が欠かせないと考えております。出雲市におけるトキの放鳥は、斐伊川水系をはじめとする島根県の豊かな自然環境の実証となり、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点からも積極的に進めていくべきものと考えています。

つきましては、トキ分散飼育事業及びトキの野生復帰にむけた取組について、下記のとおり要望いたします。

記

１．出雲市トキ分散飼育事業に対する財政支援

⑴ トキの野生復帰に向けたトキ分散飼育事業への支援を行うこと

⑵ トキ保護増殖にかかる、教育・普及・啓発に対する支援を行うこと

２. トキの野生復帰に向けた環境整備に関する支援

⑴ 環境保全型農業直接支払交付金における特認項目として土水路設置を追加すること

⑵ 野生動植物の生息環境となるビオトープ設置について支援を行うこと

⑶ トキやコウノトリをシンボルとする人と動植物がともに暮らしやすい自然環境の実現に向けて、県内自治体の連携強化に取り組むこと

⑶ 海岸漂着ごみ及び宍道湖の水草対策について

本市では、「日本遺産」に認定された“日が沈む聖地出雲”の取組や、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」、大山隠岐国立公園の「国立公園満喫プロジェクト」の３つのプロジェクトを進めており、海岸部の観光資源化が重要施策となっています。県におかれましても、これらの海岸部をきれいに保つことは、観光立県の実現を図るうえで、きわめて重要であると考えます。

しかしながら、日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物や流木、海藻など多量のごみがくり返し漂流・漂着しています。県や市において漂着ごみの回収処分を実施するとともに、地域住民やボランティア団体の海岸清掃活動によりこれらを回収し、市において運搬・処分を行っている状況にありますが、次々に押し寄せるごみに大変苦慮しています。

また、近年、宍道湖においては水草が繁茂拡大し、腐敗による悪臭発生や景観の悪化、水産資源への影響などの問題が生じています。

つきましては、海岸の漂着ごみ対策及び宍道湖の水草対策について、下記のとおり要望いたします。

記

１．県は、自ら海岸漂着ごみ対策を実施する要件（海水浴場、日本の夕陽百選選定地、ごみランク８以上）を緩和し、対象範囲を拡大することで、本市の稲佐浜やキララビーチ周辺に加え、薗の長浜や日御碕灯台付近も県事業として実施すること。

２．ボランティアが回収した海岸漂着ごみは、一般廃棄物にあたるため、県管理海岸であってもその運搬処分を市が行っており、その費用も国補助金（7/10～8/10）の不足分を市が負担しています。県は海岸管理者として必要な予算措置を講じ、市に負担を求めないこと。

３．宍道湖で繁茂拡大している水草について、迅速な回収・処分が適切に行われるよう、引き続き国に働きかけるとともに、国との連携により、調査研究及び利活用についての取組を強化すること。

また、水草対策をはじめ、宍道湖の諸問題の解決に向けて、県が主体となった推進体制の構築を図ること。

⑷ 浜山公園施設の整備･拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

また、２０３０年に島根県で開催される予定の国民スポーツ大会の開閉会式会場、陸上競技、高校野球硬式競技の会場になることが決定しています。

陸上競技場については、県内唯一の第１種公認の競技場ですが、本来必要とされる夜間照明設備が依然整備されていないため、実業団など夜間に行う大会の開催が困難であるほか、時季や天候によっては、大会の運営に支障を来す状況にあります。加えて、バックスタンド側には固定座席がないこともあり、多くの観客が集まる大規模な陸上競技大会やサッカー公式戦の誘致にも苦慮しています。

一方、野球場は、本市がかねて要望していましたバックスタンド部分の改築工事を実施していただき、厚くお礼申しあげます。引き続き、外野席の拡充及びグラウンドの拡張も含めた全体の整備を進めていただきますようお願いします。

つきましては、国の「第２期スポーツ基本計画」においてスポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する方針が示されていることも踏まえ、多くの県民がスポーツをより楽しむことができ、また、各種のスポーツイベントをより積極的に開催、招致できるよう、下記のとおり要望いたします。

記

１．浜山公園陸上競技場について、第１種公認の基準を満たし、夜間でも活用できるよう、照明設備を整備すること。また、大規模な大会が開催できるよう、バックスタンドに固定座席を設置すること。

２．浜山公園野球場について、引き続き外野席の拡充及びグラウンドの拡張を含めた全体の整備を進めること。

⑸ 宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園 湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、中四国等の各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。各種大会以外でも島根大学アイスホッケー部をはじめ市外の競技団体や市内外から多くの一般利用があり、幅広くスケートに親しまれています。

このように「宍道湖公園湖遊館」は、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点的施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。

しかしながら、当該施設は平成４年の開設から２９年が経過し、老朽箇所の改修を求める要望が島根県アイスホッケー連盟、島根県スケート連盟、出雲市スケート協会から出雲市へ寄せられています。また、施設設備の老朽化や地盤沈下の進行により、冬季のスケートリンク設営及び維持が年々難しくなっています。特に冷却設備においては、耐用年数を１０年以上超えており、機器の故障がいつ起きるかわからない状況であるため、設備の更新を今年度にも取り掛かる必要があります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

１．島根県内で幅広く利用され、県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設である宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の維持存続のため、冷却設備の更新や地盤改良など今後必要となる約７億円程度の改修工事に係る財政支援を行うこと。

⑹ 2030年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について

２０３０年国民スポーツ大会の島根県開催が内々定し、令和２年度には準備委員会において、基本方針等が策定され、会場地市町村第１次選定が決定されたところです。

国民スポーツ大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど、大変意義のあることであります。

本市としても、県や県体育協会と連携・協力して大会を成功させたいと考えています。

しかし一方で、前回（昭和５７年（１９８２））の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員の減少や、スポーツ施設の老朽化など、運営面・財政面での不安があるのも事実です。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、２０３０年島根国民スポーツ大会の開催準備を進めていくことが必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

１．前回の島根国体から市町村数・自治体職員数が減少していること、スポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、現状の課題を整理し、市町村に過度な負担が生じないよう留意し、早急に、具体的な準備スケジュール、機運醸成計画等を策定すること。その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。また、実施競技会場地の選定にあたっては、必要人員数・財政負担額・先進地情報等を早急に示すこと。

４. 交流拠点都市の創造

⑴ 山陰道の整備促進について

本市に関わる山陰道につきましては、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路ともに令和６年度開通に向け事業推進に鋭意取り組んでいただき、厚く感謝申しあげます。

本市にとって山陰道は、災害時のライフラインの確保はもとより、産業や観光などの地域間競争力を高めるインフラとして、極めて重要なものであります。

引き続き、県内の山陰道早期全線開通を目指し、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の整備促進について、国に対して強く働きかけていただきますよう要望いたします。

記

１．出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の整備促進を国に要望すること。

⑵ 高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。

しかしながら、あらゆる産業を支えるために必要な高規格な道路ネットワークについては、未だにミッシングリンクが解消されておらず道路交通に課題をかかえている状況にあります。

このような中、令和２年度、県におかれては国とともに「中海・宍道湖圏域道路整備勉強会」を立ち上げられ、圏域における道路交通の課題を整理するとともに８の字道路ネットワーク整備の今後の方向性を示されました。具体には、この圏域の発展を支えるため県内においては、機能軸となる山陰道及び境港出雲道路の強化に向け、今後、整備方針の検討を進めると示していただいたことは、新たな展望が開けるものと厚く感謝申しあげます。

つきましては、「境港出雲道路」の未整備区間について、国とともにこの圏域における８の字状の高規格道路ネットワークを完成すべく、整備計画を早期に明確にしていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう強く要望いたします。

記

１．高規格道路「境港出雲道路」の早期整備を推進すること。

⑶ 国道9号出雲バイパスの全線4車線整備について

国道９号出雲バイパスは、暫定２車線での供用となっていますが、地域における最も重要な幹線道路であるとともに、山陰道、出雲縁結び空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生している状況です。

このような中、国は令和２年度直轄事業において、中野町・姫原地区を事故対策として新規事業化し、今年度からは４車線化工事に着手すると伺っております。県におかれましては、新規事業採択にあたり知事自ら要望活動を実施されるなど力強いご支援をいただきましたことに厚く感謝申しあげます。

本路線については、今後も沿線の開発が予想され、南北の県道及び市道の整備も進む中、現在事業中区間の工事完了後には、これまで以上にからさで大橋付近に交通渋滞が発生すると予想されます。

つきましては、次の整備区間は、からさで大橋区間と考えますので、全線４車線化とともに、この区間の早期事業化について、国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。

記

１．国道９号出雲バイパスの全線４車線整備の促進を国に要望すること。

⑷ 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、１００万人の利用実績を誇る日本海側屈指の拠点空港として発展を遂げてきました。

しかしながら、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、全国的な航空路線の一時的運休や減便の措置が講じられたほか、出雲縁結び空港においても、令和元年１０月に就航した神戸線が無期限で運休となる事態に追い込まれました。

こうした背景により、出雲縁結び空港の利用者は、ピーク時の３割程度（約３０万７千人）に止まったこともあり、出雲圏域の産業・観光振興、文化交流などは停滞した状況が続いております。

今後については、航空需要の回復に向けて、新型コロナウィルス感染拡大の状況に応じ路線の維持・発展に向けて取り組むとともに、アフターコロナを見据えた対策を推進していく必要があります。

つきましては、出雲縁結び空港の利用者１００万人の早期復活に向け、下記の事項について積極的な取り組みを要望いたします。

記

１．運休便の早期運航再開及び就航路線の維持について、航空会社に積極的に働きかけること。

２．静岡、仙台路線について、利用率の底上げに繋がる需要喚起や乗継利用の機会を増やす取り組みを行うこと。

３．東京路線の中型機増便及び料金低廉化などの利便性向上について、航空会社に働きかけること。

４．国際定期便就航に向け、国際チャーター便の誘致、検疫・出入国管理体制の充実及び空港施設の整備に取り組むこと。

５．思いやり駐車場の増設、風・雨・雪対策を含めた屋外通路の整備及び空港ビルに近い立体駐車場整備の検討をすること。

６．周辺住民が航空機による不安を抱かないよう、安心・安全な生活環境を整備するとともに、確実な運航環境を徹底するよう、航空会社に働きかけること。

７．出雲空港の運用時間・運航計画の変更については、今後も周辺住民に丁寧な対応と責任を持って取り組むこと。

⑸ 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

国の特定地域振興重要港湾である出雲河下港（いずもかわしもこう）につきましては、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、沖防波堤の工事を鋭意進めていただき、感謝申しあげます。

一方、沖防波堤の完成を見据えた利用促進についても、将来ビジョンの策定に向けて共同で検討に取り組んでいただいており、感謝申しあげます。広い観点から一層の活用に向けた方向性を示すビジョンとなるよう、今後も引き続き連携を強化し、取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、出雲河下港（いずもかわしもこう）の利用を促進するためには、山陰自動車道斐川ＩＣからのアクセス道路が極めて重要です。このような中、県におかれては、一般県道十六島直江停車場線（うっぷるいなおえていしゃじょうせん）において、事故防止のための交差点改良等の推進、令和３年度からは一般県道鰐淵寺線奥宇賀（がくえんじせんおくうが）工区において、バイパスによる改良整備に着手していただき、感謝申しあげます。

引き続きアクセス道路の整備を推進していただきますよう要望いたします。

記

１．出雲河下港（いずもかわしもこう）沖防波堤を早期に完成させること。

２．出雲河下港（いずもかわしもこう）の利用促進や将来ビジョンの検討において、市との連携を強化すること。

３．出雲河下港（いずもかわしもこう）の利用促進に係る山陰自動車道斐川ＩＣからのアクセス道路の整備を推進すること。

⑹ 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について

国道９号神戸橋以西につきましては、平成７年に都市計画道路神戸橋神西沖線の４車線整備が都市計画決定されていますが、これまで２０年以上の間、事業実施されておりません。

出雲ＩＣ及び国道９号出雲バイパスの供用に伴い、当該区間の交通量は増加しておりますので、４車線化の早期の事業着手に向けて、国に対して、特段の働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、出雲・湖陵道路整備に伴い、関連する河川への影響について、地元から強い不安の声があがっています。

このような中、九景川改修事業につきましては、事業推進が図られていることに感謝申しあげます。引き続き早期に完成しますよう特段の事業推進をお願いいたします。

さらに、十間川の河川改修事業についても、引き続きご配慮いただきますよう要望いたします。

記

１．国道９号神戸橋以西の都市計画道路神戸橋神西沖線の４車線整備について、国に要望すること。

２．出雲・湖陵道路の事業に関連する河川改修を推進すること。

(1) 九景川河川改修

(2) 十間川河川改修

⑺ 国道9号の交通安全施設の整備について

本市神西沖町地内の「神西小入口交差点」から湖陵町差海地内の「江南別れ交差点」までの国道９号は、主要国道であるにも関らず、現状では片側歩道のみの区間が大部分であります。

当該区間における歩道等交通安全施設の整備は、喫緊の課題であり、状況をご賢察いただき、早期整備に向けて、国に対し働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

また、国道９号の直江交差点改良につきまして、令和３年度事業完了の目途が立ちましたことに厚く感謝申しあげます。

記

１．国道９号「神西小入口交差点」以西の歩道等交通安全施設の整備について、国に要望すること。

⑻ 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

このような中、一般県道出雲奥出雲線ほか６路線につきまして、令和３年度完成の目途が立ちましたことに感謝申しあげます。

国道１８４号につきましては、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立（おったち）町地内の未改良区間について、改良整備に早期着手いただきますよう要望いたします。

国道４３１号につきましては、東林木（ひがしはやしぎ）バイパスから一般県道十六島（うっぷるい）直江停車場線（なおえていしゃじょうせん）までの未着手区間について、交通安全施設整備（歩道整備）事業に取り組んでいただきますよう要望します。

主要地方道斐川一畑大社線につきましては、地域住民の災害時の避難道路としても大変重要な道路である中で、車両通行不能な区間の解消に向けた取組を進めていただきますよう要望いたします。

主要地方道出雲三刀屋線（いずもみとやせん）の改良整備につきましては、他市町との連携のため重要な道路でありますので、事業中の区間については、早期完成に向け、より一層推進していただきますとともに未着手区間についても早期に事業着手していただきますよう要望いたします。

一般県道遙堪今市線（ようかんいまいちせん）につきましては、多くの通勤車両や大型車両が頻繁に通行する中を児童生徒が通学しています。安全な通学路を確保するためにも国道９号出雲バイパス以西の歩道未整備区間について、早期に交通安全施設整備（歩道整備）事業に取り組んでいただきますよう要望いたします。

一般県道斐川上島線（ひかわかみしません）のバイパス区間つきましては、市南部地域から斐川ＩＣへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の工業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

一般県道大社立久恵線（たいしゃたちくえせん）の乙立（おったち）町地内の改良整備につきましては、引き

続き早期完成に向けて事業を推進していただきますようお願いいたします。また、現在整備計画がない区間につきましても、早期着手に向けてご尽力いただきますよう要望いたします。

一般県道三刀屋佐田線（みとやさだせん）につきましては、朝原２工区について令和３年度完成の目途が立ちましたことに感謝申しあげます。

しかしながら、須佐（すさ）～朝原（あざはら）間には、幅員が狭小なうえ急カーブのため視距不良の区間があり通行に支障をきたしていますので引き続き事業推進していただきますよう要望いたします。

さらに、**一般県道出雲平田線**の改良整備や**主要地方道大社日御碕線**の災害防除など、下記幹線道路の改良整備、防災対策及び交通安全施設等整備事業を実施いただき、原発事故や津波災害等も想定した安全・安心の道づくりを推進していただきますよう要望いたします。

一方、本市と松江市を結ぶ**簸川南広域農道**は、市街地の南側に位置し、斐伊川を横断する大動脈の一つとして、東西幹線道路網を形成しています。

また、本路線は、地域相互の連携強化をはじめ、山陰道の各インター線にもアクセスし、観光、物流、通勤等に大きく貢献しています。さらに、周辺では出雲斐川中央工業団地の造成も進んでおり、近年、交通量が著しく増加する中、県道昇格を求める声も高まってきております。

本来、全区間について一度に認定すべきものと考えますが、このうち最も交通量の多い国道５４号から国道１８４号までの区間の段階的な県道昇格について、具体的な検討を進めていただきますよう要望いたします。

記

１．国道

路線名	位　置	整備内容	着手状況	要望状況	備　　考
184号	乙立町	改良整備	未着手	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	
	佐田町八幡原	改良整備 歩道整備	未着手	継続	
	佐田町東村	改良整備	未着手	継続	接続する市道に改良計画有
	佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続	

４．交流拠点都市の創造

路線名	位　置	整備内容	着手状況	要望状況	備　　考
431号	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続	
	美談町、国富町	歩道整備	未着手	継続	
	多久町～園町	歩道整備	事業中	継続	

２．主要地方道

路線名	位　置	整備内容	着手状況	要望状況	備　　考
斐川一畑大社線	小境町～地合町～坂浦町	改良整備	事業中	継続	
	美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続	
	塩津町～小津町	改良整備	未着手	継続	
	河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続	
	猪目町	改良整備	事業中	完了予定	
	大社町鷺浦	改良整備	事業中	継続	
出雲三刀屋線	上塩冶町	改良整備	事業中	継続	
	上塩冶町～船津町	改良整備	未着手	継続	
	上島町	改良整備	事業中	継続	
大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続	
湖陵掛合線	湖陵町二部～三部	歩道整備	事業中	継続	
	佐田町八幡原	歩道整備	未着手	継続	
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続	
出雲奥出雲線	稗原町～野尻町	改良整備	事業中	継続	

３．一般県道

路線名	位　置	整備内容	着手状況	要望状況	備　　考
出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続	
	西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続	
斐川出雲大社線	武志町	改良整備	事業中	完了予定	出雲平田線との取付け
大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	未着手	継続	
	芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続	
	乙立町	改良整備	事業中	継続	
斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続	
	斐川町直江	歩道整備	未着手	継続	

路線名	位　置	整備内容	着手状況	要望状況	備　　考
三刀屋佐田線	佐田町朝原～須佐	改良整備	事業中	継続	朝原2工区完了予定
	佐田町反辺～大呂	改良整備	事業中	継続	
木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続	
小伊津港線	小伊津町	改良整備	事業中	継続	
鰐淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続	
	奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	事業中	継続	
十六島直江停車場線	十六島町	改良整備	事業中	完了予定	
	西代橋	橋梁耐震	事業中	継続	
遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道整備	未着手	継続	
外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続	
佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続	
窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	事業中	完了予定	
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	事業中	完了予定	
佐田八神線	佐田町反辺	改良整備	事業中	完了予定	

５．健康・福祉都市の創造

⑴ 「しまね子育てトータル支援プラン」の推進について

知事は「島根創生計画」の中で、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援として、妊娠期や産前産後の支援充実、子育ての経済的負担軽減をはじめとする『しまね子育てトータル支援プラン』を展開されているところです。

県内各市町村の出産・子育て支援として、事業の充実及び人材確保に向けた支援を一層進めていただきますとともに、特に子どもの医療費負担の軽減や子育て世代包括支援センター事業において、十分な財政措置を講じていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

１．しまね子育てトータル支援プランに掲げる、結婚・妊娠、出産後や子育て期、学齢期までの切れ目のない相談・支援体制づくりをはじめとする子ども・子育て支援の着実な推進を図ること。

２．子どもの医療費負担の軽減については、県において令和３年度から対象を小学６年生まで拡大されたことを受け、本市でもすべての小学生の入院・入院外と中学生の入院に対する助成を開始している。財源となる「しまね結婚・子育て市町村交付金」を増額されたが、十分な助成額となっていない。また、同交付金を活用する他事業が大きく財源不足となる見込みである。安定した制度として実施していくため、乳幼児医療費助成制度と同様に確実に事業費の２分の１を負担すること。また、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。

３．妊娠期から出産後に支援を必要とする母子が増えている。そのため、新たに助産師の雇用を行う等子育て世代包括支援センターの体制強化を図る必要があるが、現行においては、人件費への補助には基準額が設けられているため、基準額を超える場合においての財政措置を講ずること。

⑵ 福祉･介護職場の人材確保について

依然と続く厳しい雇用情勢を背景に、市内においても人材不足を理由とする事業所の休廃止が増加傾向にあるなど、福祉・介護職場の人材不足の解消は喫緊の課題であります。

このため、本市では、令和２年度から次期介護保険事業計画の最終年度である令和５年度までの４年間を福祉介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、取組の強化・拡充を行い、将来的に質の高い安定したサービスを供給していくための体制づくりを進めることとしています。

このような中、県においては「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」のメニューの拡充及び補助上限額の増額並びに外国人材確保関連事業を積極的に進めていただいています。

しかしながら、現行の外国人材支援策は、入国後の支援メニューが中心であり、市内法人は、入国前の人材確保に苦慮されている実態があるため、入国前の人材確保までのプロセスに対する支援が必要と考えます。

また、外国人材確保を都道府県レベルで積極的に行っている首都圏等は処遇面においても優位であり、地方においては、市や法人単体での取組には限界があります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

１．市が実施する福祉介護人材の確保・定着施策について、地域の実情に応じて柔軟にかつ中長期的に取り組めるよう、引き続き財源措置を行い、市の取組を総合的に支援すること。

２．外国人材の確保を進めている市内法人は、手続き等に苦慮されており、外国人材の確保が困難な状況にある。そこで、県として、外国人材の確保を進める法人に対する相談支援体制の強化や経費支援を講ずること。

⑴ 法人向けの情報発信の強化及び相談窓口の設置

⑵ 県による監理団体や登録支援機関等の紹介及び法人への経費支援

⑶ 地域包括ケアシステムの構築の推進について

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域において、必要に応じて医療や介護サービスを受け、また、地域での介護予防や生活支援といったサービスを利用しながら、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

その核となる取組のひとつである在宅医療・介護連携推進事業については、山間部や沿岸部など医療資源の乏しい地域における在宅医療の供給の確保など、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築等が取り組むべき重要な課題であり、県が所掌する在宅医療を含めた医療政策と密に連携する必要があると考えています。

つきましては、下記のとおり要望します。

記

１．医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供及び人的支援など、引き続き積極的に行うこと。

２．島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業による訪問診療及び訪問看護への補助は、山間部や沿岸部など医療資源の乏しい地域における在宅医療の供給において必要な支援であり、サービス提供の空白地域を作らないためにも継続して行うこと。

⑷ 在宅における医療的ケア児の支援について

医療技術の進歩等に伴い、在宅において人工呼吸器や吸引器を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児は年々増加傾向にあります。

本市においては、出雲保健所を中心として出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会・研修会等を設け、保健、医療、福祉、教育等の切れ目のない支援や障がいや発達に応じた体制の整備を図っているところです。

しかしながら、医療的ケア児に対応できる医療型短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーションが少なく、希望しても受け入れが困難な状況が続いています。

つきましては、下記のとおり要望します。

記

１．医療的ケア児の実態と利用者のニーズを把握し、医療型短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入事業所を拡充すること

２．障がい福祉サービス事業所での看護職員の配置が進むように、事業所ごとに看護職員の人件費補助を行うこと

⑸ 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について

近年の核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズは急激に増加しています。本市においては、施設規模の問題等から、入会を断らざるを得ない状況が生じています。今後も入会ニーズは更に増加するものと見込まれ、受入枠の拡大が急務となっており、今後、市設置クラブの拡充整備、民間の児童クラブ事業への参入促進を早急に進めていく必要があります。

放課後児童クラブの施設整備につきましては、国・県の「子ども・子育て支援整備交付金」を活用しており、国においては補助率の嵩上げ措置や、県においては市町村の負担割合を軽減するために県費による追加補助等が講じられ、施設整備促進の対策が図られているところです。

しかしながら、ほとんどの施設整備工事において、事業費が現行の補助基準額を大きく上回っている実態があります。そのため、事業主体となる市町村や民間事業者の負担額が大きくなり、増加する利用ニーズに対応できるほどの施設整備を行うことが困難です。また、民間事業者についても、積極的な事業参入が見込めない現状があります。

こうした状況を踏まえ、施設整備を円滑に行えるよう、下記のとおり要望いたします。

記

１．子ども・子育て支援整備交付金における補助基準額について、実態に応じた額にされるよう国への働きかけを行うこと。

２．国の補助基準額を超える事業費について、拡充された県の補助制度の継続を図ること。

⑹ 幼児教育の無償化等に伴う財政措置について

幼児教育無償化の実施に伴う地方負担については、令和２年度から地方交付税措置とされていますが、今後も地方の財政負担が増大することのないよう、安定的に、確実な財政措置が行われることが必要です。

また、無償化の対象となっていない０歳から２歳までの子どもの保育料軽減については拡充を図る必要があります。

さらに、無償化の開始により、保育所等においては、給食費の徴収などの新たな事務が発生するなど施設の業務負担は増大しています。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

記

１．幼児教育の無償化については、継続的・安定的な制度とすべく、国の責任において必要な財政措置を行うとともに、制度の見直しが必要な場合は、地方の意見を反映するよう国に働きかけを行うこと。

また、市町村の財政負担が増大する場合は、県としても適切な財政措置を行うこと。

２．給食費の負担軽減を図るための副食費補助事業など無償化の対象とならない市町村単独事業に対し、「しまね結婚・子育て市町村交付金事業」などによる十分な支援のための財源を確保すること。

３．第３子以降保育料軽減事業及び第１子・第２子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。

４．保育所における給食費徴収事務の発生など事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。

⑺ ひきこもりの支援について

国において、就職氷河期世代支援に関する行動計画が作成され、ひきこもり支援施策を様々な関係機関や地域資源との関係性を構築して取り組むように求められています。

一方、市においては、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足している状況であるため、ひきこもり支援に関わる関係機関との連携強化や専門性の高い相談支援体制の構築が必要となります。

つきましては、次のとおり要望します。

記

１．県として、市町村の相談支援体制の強化に向けて、ひきこもり相談に対応する市町村職員向けの支援従事者養成研修やひきこもり本人や家族等に対する訪問支援等の担い手となる「ひきこもりサポーター養成研修」を実施すること

２．国において求められている官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営に対して専門的助言を行うこと

⑻ 地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つとなっていますが、障がい者福祉に対するニーズが多様化し、実施事業が追加されるなど、今後ますます事業費は増大するものと考えられます。

一方で、地域生活支援事業に対する近年の国の交付額は事業費の50/100を下回り続けており、地方自治体の一般財源の負担は大きくなるばかりです。

このような中、島根県から、今後事業費の大幅な増額が見込まれる等の場合、補助率の調整を検討する旨通知がありましたが、補助率の見直しが実施されれば、市の一般財源の持ち出しが増加することとなり、事業継続に影響が出ると考えられることから、次のとおり要望します。

記

１．地域生活支援事業について、引き続き補助率25/100とする財政措置を堅持すること

２．国に対して、地域生活支援事業に対する地方財政に超過負担が生じないよう、十分な財政措置を講じるように要望すること

６．人材育成都市の創造

⑴ 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市では、不登校の未然防止・初期対応のため、小学校に１２人の「子どもと親の相談員（県事業）」を配置しており、令和２年度不登校児童数は１４７人で前年度比３２人の減少となり、一定の効果があがっています。一方、中学校への配置の必要性から、市の単独事業により８人の「不登校相談員」を配置していますが、令和２年度不登校生徒数は２３４人で前年度比３人の増加となり、増加傾向に歯止めがかかっていない状況です。

また、不登校の低年齢化や長期化が進んでおり、不登校対策の一層の充実が求められている状況にあります。

つきましては、不登校対策の充実について、下記のとおり要望いたします。

記

１．小学校の「子どもと親の相談員」の必要な配置校数を維持すること。

２．中学校での不登校対策をより強化する必要があることから、「学びいきいきサポート事業」による非常勤講師を増員するとともに、複数配置とすること。

３．スクールカウンセラーの必要な配置時間を確保し、学校教育の相談体制の一層の強化を図ること。

⑵ 特別支援教育の施策の充実について

特別な支援を必要とする児童生徒が増加する傾向にあり、それに伴い多人数の特別支援学級数も同様の状況にあります。市独自の対応として、特別支援教育補助者や特別支援介助者を、小学校に１１７人、中学校に４４人を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

そのような状況の中、今年度も多人数の特別支援学級に非常勤講師が増員配置されたことにより、支援の充実につながっています。一方、多人数であっても、障がい種によっては配置がなく、個に応じた支援が困難な状況にあります。

通級の担当教員は、今年度増員配置され、指導の充実につながっています。一方、１人配置の学校では、巡回による指導もあり、指導時間の確保に苦慮しています。また、通級による指導のニーズは高く、全ての指導対象児童生徒の受け入れが可能となるよう体制の強化が必要です。

つきましては、特別支援教育の更なる充実のため、下記のとおり要望いたします。

記

１．「にこにこサポート事業（小学校等通常の学級）」による非常勤講師の必要な配置校数を維持すること。

２．特別支援学級の学級編制基準を引き下げること、又は児童生徒が６人以上在籍する特別支援学級について、「にこにこサポート事業（特別支援学級）」による非常勤講師を配置すること。

３．通級指導教室担当教員の複数配置と更なる増員を図ること。

⑶ 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学３年生以上全ての児童生徒を対象にした理科学習を行っており、コロナ禍にあっても年間延べ約１６，０００人もの児童生徒が授業を受けています。先進的な取組で、全国的にも高い評価を得ていますが、出雲科学館での小中学校理科学習を継続し、効果的な理科学習とするためには、教員の４名配置が不可欠です。

また、出雲科学館での理科学習は、児童生徒の学習のみならず、引率した教員の教材研究や授業研究にもつながり、各学校の教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに、出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした様々な研修会を独自に開催するなど、教員研修の場としての役割も果たしてきています。

つきましては、本県理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

１．教諭３名（加配教員）と長期社会体験研修員１名の派遣を引き続き行うこと。

⑷ 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、本年５月１日現在、市内小学校６校、中学校４校に日本語指導が必要な児童生徒が１６０名、そのうち特別の教育課程による取り出しを行っている児童生徒が１３７名在籍しています。

本年度は、県配置の児童生徒支援加配教員１５名に加え、市として日本語指導員を２２名、母語ができる日本語指導補助員を４名、通訳翻訳支援員も３名配置しています。さらに、保護者支援や進路指導の充実のために、関連企業の支援を受けて、２名の通訳翻訳支援員を学校に配置しています。

また、令和元年度から「日本語初期集中指導教室」を出雲科学館に設置し、転入間もない児童生徒が、約１か月間、日常生活に必要な日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習する仕組みを構築しています。

このように、本市では義務教育段階の対応を強化してきていますが、日本語習得や学習状況が大きく異なる中、限られた教員数では、個々の状況に応じたきめ細かな指導が充分にできているとはいえません。

また、中学校においては、卒業後の進路選択が、本人の希望に対して限られている現状があります。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

１．児童生徒支援（日本語指導）加配教員を増員配置するとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな指導・支援のための非常勤講師を配置すること。

２．公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を公立高等学校に設けるとともに、対象生徒の入学後の支援体制を整備すること。

⑸ ICT機器を活用した教育推進に対する支援について

国が進めるＧＩＧＡスクール構想実現に向け、令和２年度に児童生徒１人１台のタブレットパソコンや授業で使用する大型モニターなどの関連機器を整備しました。

国においては、令和６年度からの教科書改訂にあわせて、デジタル教科書を本格的に導入する議論もされており、ＩＣＴ機器を授業で活用していくための環境を整えていく必要があります。

また、ＩＣＴ機器の活用に当たっては、通信環境を整備するためのネットワークサーバーの増強や維持管理などのランニングコストに加え、数年後にはタブレット端末をはじめとする機器の更新といった経費も必要となってきます。

さらに、トラブル対応をはじめとする、サポート体制の整備についても求められているところです。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

１．ＩＣＴ機器を有効活用し、充実した教育を推進していくための指導支援を行うこと。

２．機器の維持管理や更新に係る経費に対する財政支援を行うよう、国に対し強く要望すること。

⑹ 島根の将来を見据えた定住･永住につながる多文化共生社会の実現について

ブラジル人を中心に外国人住民が増加・定着傾向にあるなか、出雲市は外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「第２期出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加するブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者及びブラジル国際交流員の任用等を行っており、さらに多くの言語に対応するため多言語電話通訳サービスも導入しています。また、地域と外国人住民をつなげるために、地域活動翻訳サポートを実施しています。

島根県においても、県立宍道高等学校における日本語指導の体制整備、東部高等技術校における定住外国人向け訓練コースの開設準備等に取り組んでいただいているところですが、警察署、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応及び、外国人相談体制をより一層充実させることが必要です。

つきましては、島根県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

１．島根県の外国人住民の約半数が居住する出雲市にも、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置すること。

２．外国にルーツのある子どもたちも将来の夢を描き安心して永く島根に住み続け、島根のまちづくりの担い手となるよう、中学校卒業後の多様な進路選択の仕組み（帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠設置・入学後の支援体制など）を構築すること。

３．日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県所管の機関・施設(警察署、児童相談所、保健所、県民センター等)において適切な多言語対応や､｢やさしい日本語｣の普及を図るとともに、県からの住民周知文書についても多言語化すること。

⑺ 子ども･若者支援の総合的推進に係る支援について

不登校、ひきこもり、ニート、発達障がいなど、複雑多様化、深刻化する子ども・若者に係る問題に対応するため、平成２２年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本市では、平成２３年に、同法に基づく「出雲市子ども・若者支援協議会」と「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、協議会に参画いただいた国・県の関係機関と連携し、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組んできたところです。

子ども・若者支援センターでは、不登校、ひきこもりや発達障がいなどの相談の占める割合が大きくなっており、特にこうした困難を抱える子ども・若者の支援は長い期間を要することから、相談員の専門的知識の向上を図り、継続的な支援活動を一層充実させていく必要があります。

このことから、財政上の支援も含め、引き続き国・県と連携し、子ども・若者支援を進めていくことが必要不可欠だと考えます。

つきましては、子ども・若者の相談・支援事業を充実させ、かつ円滑に行っていくため、下記のとおり要望いたします。

記

１．困難を抱える子ども･若者に対する各種支援事業の充実を図るため、出雲市子ども・若者支援センターの運営に係る財政支援の継続及び拡充を図ること。

本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれお願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮をいただきますようお願い申しあげます。

番号	要　望　名	団　体　要　望
1	国道１８４号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備促進期成同盟会
2	高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通に向けた事業の推進について 国道４３１号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会